平成２２年（フ）第５５２号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番２―1214号
破産者　グッドフィールドコーポレーションこと　福田　敬久
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５８号
熊本県熊本市城南町千町2340番地２
破産者　髙木　正義
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３７９号
熊本市徳王１丁目16番21号
破産者　下津　里子
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１３２０号
札幌市西区山の手１条９丁目３番11号　アセッツ山の手201号
破産者　松田　邦雄
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４０６号
札幌市白石区菊水元町９条２丁目４番10―102号
破産者　岡崎　義一
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５２６号
北海道江別市あけぼの町39番地の26
破産者　佐藤　智美
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５４６号
宮城県黒川郡大和町吉岡東２丁目６番地の４　雇用促進住宅大和宿舎２―204
破産者　遠藤　恒典
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第６７４号
埼玉県越谷市南町１丁目19番17号　カーサビアンカ越谷105、旧住所埼玉県三郷市谷口212番地１　堀切マンション101
破産者　たからクリーニングこと　吉田　　稔
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第８号
埼玉県草加市瀬崎町1357番地５　レクセルプラッツァ谷塚601号
破産者　吉永　倫代
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２１６号
埼玉県三郷市彦成３丁目10番13―802号、破産手続開始時の住所埼玉県三郷市彦成３丁目９番３―401号
破産者　村田　久直
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２２７号
埼玉県春日部市備後東７丁目３番20号　クリンハイムビンゴ102
破産者　内山由希子
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２８１号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字椿341番地７
破産者　峰　　修二
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
新潟県新潟市東区東中野山７丁目26番17号、前住所新潟県新潟市東区中山６丁目９番３号
破産者　荒井　武夫
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６号
新潟県新潟市中央区田中町5178番地、住民票上の住所新潟県新潟市西区坂井563番地17
破産者　平松　和子
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７２号
新潟市西区小針が丘２番７号
破産者　片桐　敏夫
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４５号
新潟市西区内野西３丁目10番78号
破産者　石山　貴一
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５０号
新潟市東区寺山３丁目16番８号
破産者　村田　純一
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５２号
石川県小松市長崎町ホ432番地
破産者　豊田　　博
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第６１号
石川県小松市長崎町ホ432番地
破産者　豊田　清司
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部